独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十二月二十三日

内閣総理大臣　菅　　義偉

政令第三百六十二号

独立行政法人国立印刷局法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）第十六条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人国立印刷局法施行令（平成十四年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「形式」を「種別」に改め、同条中「無記名利札付き」を「無記名式」に改める。

第七条から第十三条までを次のように改める。

（募集国立印刷局債券に関する事項の決定）

第七条　印刷局は、その発行する国立印刷局債券を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集国立印刷局債券（当該募集に応じて当該国立印刷局債券の引受けの申込みをした者に対して割り当てる国立印刷局債券をいう。以下同じ。）について次に掲げる事項を定めなければならない。

一　募集国立印刷局債券の総額

二　各募集国立印刷局債券の金額

三　募集国立印刷局債券の利率

四　募集国立印刷局債券の償還の方法及び期限

五　利息支払の方法及び期限

六　国立印刷局債券の債券を発行するときは、その旨

七　各募集国立印刷局債券と引換えに払い込む金銭の額

八　募集国立印刷局債券と引換えにする金銭の払込みの期日

九　一定の日までに募集国立印刷局債券の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、募集国立印刷局債券の全部を発行しないこととするときは、その旨及びその一定の日

十　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けることとするときは、その旨

十一　前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める事項

（募集国立印刷局債券の申込み）

第八条　印刷局は、前条の募集に応じて募集国立印刷局債券の引受けの申込みをしようとする者に対し、同条に規定する事項その他財務省令で定める事項を通知しなければならない。

2　前条の募集に応じて募集国立印刷局債券の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を印刷局に交付しなければならない。

一　申込みをする者の氏名又は名称及び住所

二　引き受けようとする募集国立印刷局債券の金額及び金額ごとの数

三　社債等振替法の規定の適用を受けることとされた国立印刷局債券（以下「振替債券」という。）の引受けの申込みをする者にあっては、自己のために開設された当該国立印刷局債券の振替を行うための口座

四　前三号に掲げるもののほか、財務省令で定める事項

3　前項の申込みをする者は、同項の書面の交付に代えて、財務省令で定めるところにより、印刷局の承諾を得て、同項の書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって財務省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該申込みをした者は、同項の書面を交付したものとみなす。

4　印刷局は、第一項に規定する事項について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を第二項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。

5　印刷局が申込者に対してする通知又は催告は、第二項第一号の住所（当該申込者が別に通知又は催告を受ける場所又は連絡先を印刷局に通知した場合にあっては、その場所又は連絡先）に宛てて発すれば足りる。

6　前項の通知又は催告は、その通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。

（募集国立印刷局債券の割当て）

第九条　印刷局は、申込者の中から募集国立印刷局債券の割当てを受ける者を定め、かつ、その者に割り当てる募集国立印刷局債券の金額及び金額ごとの数を定めなければならない。この場合において、印刷局は、当該申込者に割り当てる募集国立印刷局債券の金額ごとの数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。

2　印刷局は、第七条第八号の期日の前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる募集国立印刷局債券の金額及び金額ごとの数を通知しなければならない。

（募集国立印刷局債券の申込み及び割当てに関する特則）

第十条　前二条の規定は、政府若しくは地方公共団体が募集国立印刷局債券を引き受ける場合若しくは募集国立印刷局債券の募集の委託を受けた者が自ら募集国立印刷局債券を引き受ける場合におけるその引き受ける部分又は募集国立印刷局債券を引き受けようとする者がその総額を引き受ける場合については、適用しない。

2　前項の場合において、振替債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体、振替債券の募集の委託を受けた者で自ら振替債券を引き受けるもの又は振替債券の総額を引き受ける者は、その引受けの際に、第八条第二項第三号に掲げる事項を印刷局に示さなければならない。

（募集国立印刷局債券の債権者）

第十一条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める募集国立印刷局債券の債権者となる。

一　申込者　印刷局の割り当てた募集国立印刷局債券

二　募集国立印刷局債券を引き受けた政府若しくは地方公共団体、募集国立印刷局債券の募集の委託を受けた者で自ら募集国立印刷局債券を引き受けたもの又は募集国立印刷局債券の総額を引き受けた者　これらの者が引き受けた募集国立印刷局債券

（国立印刷局債券原簿）

第十二条　印刷局は、国立印刷局債券を発行した日以後遅滞なく、国立印刷局債券原簿を作成し、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　第七条第三号から第六号までに掲げる事項その他の国立印刷局債券の内容を特定するものとして財務省令で定める事項（次号及び第十五条第一項第四号において「種類」という。）

二　種類ごとの国立印刷局債券の総額及び各国立印刷局債券の金額

三　各国立印刷局債券と引換えに払い込まれた金銭の額及び払込みの日

四　国立印刷局債券の債券を発行したときは、国立印刷局債券の番号、発行の日及び国立印刷局債券の債券の数

五　前各号に掲げるもののほか、財務省令で定める事項

2　振替債券についての国立印刷局債券原簿には、当該国立印刷局債券について社債等振替法の規定の適用がある旨を記載し、又は記録しなければならない。